

十和田市北地域包括支援センター指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人八甲田会（以下「事業者」という。）が開設する十和田市北地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないように公平中立に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、十和田市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修等を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 十和田市北地域包括支援センター
- (2) 所在地 青森県十和田市西二番町4番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 担当職員

保健師 1名（常勤）

社会福祉士 1名（常勤）

主任介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員 1名（常勤）

担当職員は、介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）の作成その他必要な事業を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

（指定介護予防支援等の提供方法及び内容）

第6条 介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の日常生活全般を支援する観点から多様な主体により提供されるサービスが包括的に計画に位置付けるよう努める。また、利用者によるサービスの選択に資するよう、指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービス内容、利用料等の情報を利用者又はその家族にたいして提供する。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、生活機能の低下の原因を含め利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」といいます。）を行う。
- (3) 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点及び達成期間等を記載した計画の原案を作成する。
- (4) 利用者、その家族、介護予防サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、利用者の情報を共有するとともに、計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得る。また、計画を作成した際には、利用者及び担当者に当該計画を交付する。
- (6) 計画の作成後、計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。モニタリングに当たっては、少なくとも3月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者面接しながら行う。ただし、利用者の同意を得、サービス担当者会議等で主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ている場合は、少なくとも6月に1回利用者宅を訪問し面接したときは、訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接できるものとする。
- (7) 指定介護予防サービス事業等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときには、利用者の服薬状況、口腔機能等の情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- (8) 利用者が計画の変更を希望した場合又は担当職員が計画の変更が必要と判断した場

合は、利用者及び事業所の合意をもって計画を変更する。

- (9) 利用者が要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう必要な援助を行う。
- (10) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(業務の委託)

第7条 事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

2 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとする。

(利用料)

第8条 指定介護予防支援等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準に定める額とし、当該指定介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは利用者の自己負担はない。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により事業者が法定代理受領をできなくなった場合には、利用者から利用料をいただき、事業者から指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を発行するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、十和田市北圏域（北園小学校区、ちとせ小学校区、深持小学校区、大深内小学校区）とする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な対策を講じるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第11条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修会及び訓練の実施等の対策を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、指定介護予防支援等の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族等への連絡その他適切な措置を迅速に行うものとする。

2 事業者は、介護予防支援等の実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではない。

(個人情報保護)

第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書等により得るものとする。

(苦情処理等)

第14条 提供した指定介護予防支援等又は介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

(虐待の防止)

第15条 事業所における利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置等の対策を実施するものとする。

(その他運営についての遵守事項)

第16条 事業所は、担当者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、指定介護予防支援等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 十和田市北地域包括支援センター指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程（平成30年4月1日施行）は、廃止する。